

青少年のインターネット利用の現状と 安心・安全な利用環境整備のための取組

平成26年6月30日
事務局

1 フィルタリングの推進

背景事情

- 青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年インターネット環境整備法の下で、表現の自由と青少年の健全な育成のバランスを考慮しつつ、フィルタリングの推進が図られてきた。
- **コミュニティサイトにおける青少年被害児童件数は**、フィルタリングの推進や各コンテンツ事業者の取組等により減少傾向にあったものの、スマートフォンの急速な普及等に伴い、新たなソーシャルメディアサービスが普及し、**近年、再び増加傾向**。
- 青少年からの要望により、**フィルタリングのID・パスワードを管理する保護者がそのリスク等を十分に認識することなく、フィルタリングを解除してしまう場合等**があり、**フィルタリングの利用率が低下傾向**にある調査結果もある。
- スマートフォン以外にも、携帯ゲーム機や携帯音楽プレイヤー等の端末の多様化、無線LAN等によるインターネット接続回線の多様化、MVNO等の新たな携帯電話サービス等、**青少年におけるインターネット利用機会は一層拡大**。

論 点

- フィルタリングについては、携帯電話事業者、フィルタリング事業者、OS事業者、第三者機関等の多様な関係者が関わっている。特に、スマートフォン環境では、無線LAN経由で利用する場合やアプリケーションを利用する場合を踏まえ、携帯電話事業者のネットワーク上でフィルタリングサービスが提供されていた従来の携帯電話とは異なり、携帯電話端末上で提供される等の環境変化が生じている。このように、**フィルタリングについて、関係者の役割や連携の全体像が利用者にとってもわかりにくくなっているのではないか**。
- 端末やネットワークが多様化し、多くの事業者が関わる中で、保護者のリテラシー向上が一層重要となっている状況ではあるものの、青少年の約8割がスマートフォンを利用している現状からすれば、**保護者のリテラシー向上だけに依存していたら、現前の青少年被害に対処できないのではないか**。
- 青少年の安心・安全なインターネット利用環境を整備し、**2020年代へ向けたフィルタリングの枠組みについてあるべき方向性を見定めることが必要ではないか**。
 - ① 関係者の役割分担や関係者間の連携はいかにあるべきか
 - ② フィルタリングの不十分な点や課題を共有し解決するために枠組みはいかにあるべきか
- 公平かつ透明で、より実効的なフィルタリングの仕組みを志向していくことが重要であり、たとえば、**第三者機関が中立的に評価することで、保護者に分かりやすく情報を伝えていくことが可能となるとともに、青少年対策を行う事業者にインセンティブを付与することとなるのではないか**。

2 リテラシーの向上

背景事情

- 青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年インターネット環境整備法の下で、フィルタリングの推進とともに、青少年や保護者のリテラシーの向上が図られてきた。
- スマートフォン以外にも、携帯ゲーム機や携帯音楽プレイヤー等の端末、無線LAN接続によるインターネット接続、MVNO等の新たな携帯電話サービス等、**青少年におけるインターネット利用機会は一層拡大**。このような状況に伴い、関係する事業者も多様化するとともに、青少年や保護者が把握しておくべき情報量も増加している。
- 関係事業者や国等においても、学校や保護者が集う場等において、インターネットの安心・安全な利用に係る啓発講座等を実施しているところであるが、**地域における問題意識の高まりに伴い地域における需要は一層高まっている**。
- 地域での講座に出席する利用者は、元々意識の高い場合が多く、それ以外の**比較的関心が薄い方々**はなかなか出席されず、そのアプローチが困難。

論 点

- リテラシーの向上については、近年の関係事業者等や関係府省庁により行われている取組と実績を踏まえ、様々な周知啓発活動が**各地域において自主的に、持続可能な形で今後とも展開し続けられるための枠組みを明らかにする必要があるのではないか**。
- このような観点を踏まえつつ、**地域におけるリテラシー向上に向けた効率的・効果的な手法を検討していく必要があるのではないか**。
 - ① 青少年や保護者にアプローチが可能な地域で主導できる「人材」
 - ② 地域に必要な「情報」の在り方
 - ③ その正しい情報の効率的・効果的に地域に「送り届ける方法」

1 フィルタリングの推進

① フィルタリングにおける関係者の役割や連携の全体像

- 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に向けたフィルタリングにおける対応としては、アプローチの方法は大きく二つあると思う。一つは、①フィルタリングの利便性向上とともに、フィルタリングの導入促進を図ってきたような**過去の成功モデルを活用するという対応**であり、また、②EMAからの情報提供によるAppleにおける基準への反映の試みといった**グローバルスタンダードの中でのオープンな環境に対する新たな対応**が必要となるのではないかと。【MCF 岸原氏】
- 端末やサービスの仕組みが非常に複雑化している中、**法制度整備を考える以前に、新たなサービスやその提供事業者がどのような役割を果たすことが出来るのかを考える必要があるのではないかと**。そのため、まずは、それぞれの「**関係者が今までどのような役割を果たしてきたのか**」また「**なぜそれが不十分になってきたのか**」といった**全体像を捉え直すことが必要ではないかと**。関係者間で認識を共有し、関係者の役割を再定義して連携を結び直すことが重要ではないかと。【宍戸構成員】
- **保護者に分かりやすく情報を伝えていくという観点とともに、関係者間の連携という意味からも、第三者機関の役割が重要になってきているのではないかと**。具体的な考えられる方策として、**青少年にとって安心・安全なサービスであるかについて、第三者機関が中立的に評価するような一種の格付けを行うことが考えられる**。これにより、保護者に分かりやすく情報を伝えていくとともに、**青少年のための対策を行う事業者にインセンティブを与えるような市場環境の整備を行うこととなり、多様な関係者で第三者機関を支えていくことが必要ではないかと**。【宍戸構成員】
- 子どもの約8割がスマートフォンを利用している中で、保護者のリテラシーが上がるまで待っているようでは、青少年の被害はなくなる。このままでは、保護者が理解できていないことに伴うリスクについて、自らが判断できず、自身の保護者を選ぶことが出来ない青少年に負わせることになってしまう。**保護者のリテラシー向上とは別に、現前の青少年への被害をどう無くすかについて議論をしていくべきではないかと**。【上沼弁護士】
- 自主規制を促す際には、**コントロールポイントを意識することが重要ではないかと**。コントロールポイントとしては、一つは、端末が考えられるが、端末が多様化している現状では、それ以外の方法として、携帯電話事業者のネットワークや無線LAN等の回線に焦点を当てることも考えられるのではないかと。【京都大学 曾我部氏】

② 事業者における青少年保護対策

- 事業者によっては、青少年保護への取組に温度差があることを保護者は認識してきている。**すべての関係事業者が一丸となって青少年が安心して利用できるように取り組み、未来を支える青少年を育成していく状況にならないのであれば、厳しい法制度としないと、保護者が事業者を信頼することにならなくなってしまうのではないか。**【安心ネットづくり促進協議会 曾我氏】
- 従来の携帯電話事業者に加え、MVNO等が普及することにより、様々な業態の事業者が提供するようになっているが、**フィルタリングへの取組については、事業者によって温度差が出ているように感じられるのではないか。**【デジタルアーツ 小田氏】
- 制度の見直しを視野に入れて議論するのであれば、**技術的にどこまで対応可能なのかといった事実関係をしっかり整理すべきではないか。たとえば、同じスマートフォンでもMVNOが提供している場合、技術的にフィルタリングが難しい場合があるかもしれないのではないか。**【大谷構成員】
- これまで、SNS事業者によっては、利用者の同意の下でメッセージの監視等を行うことで、そのサービスに起因する青少年被害の減少に取り組んできた。現在、**青少年の多くが利用しているコミュニケーションアプリの提供事業者でも、同様な取組を行うと、青少年被害の減少に効果があるのではないか。**【兵庫県立大学 竹内氏】
- (学齢ごとに、青少年にとって閲覧制限すべき有害な情報は異なるのではないか。そのため、)**利用者の年齢が上がるに従い、プッシュ型で学齢設定を緩めるような案内をする仕組みがあると良いのではないか。**【ネット教育アナリスト 尾花氏】
- 携帯電話事業者として、**フィルタリングを店頭でしか解除できないような仕組みは、効果的ではないか。また、フィルタリングの加入率を把握する観点では、フィルタリングを解除したら何らかの信号が発せられるような仕組みも重要でないか。**【森弁護士】
- フィルタリングの普及促進のためには、端末やネットワークが多様化する中で、**関係事業者においては、低廉で利用しやすいフィルタリングサービスを提供できるように取り組むべきではないか。**【安心ネットづくり促進協議会 曾我氏】
- 小学校において、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、保護者が以前使っていたスマートフォン等、青少年における**無線LAN利用が広がっていることへの対応が十分でないことが、様々な問題に現れてきているのではないか。場合によっては、本意ではないが、法制度整備も考えていかなければならないのではないか**【兵庫県立大学 竹内氏】
- 様々なサービスが登場する等の環境変化が生じている中で、フィルタリングについて、**関係事業者としては、保護者が正しく認識していただけるよう、様々な意見を聞きながら、引き続き取組を緩めずに進めてまいりたい。**【ソフトバンクモバイル 山田氏】

③ 保護者等におけるフィルタリング等の理解の向上

- **保護者にとって、この分野は難しすぎて分からないのが現状。**保護者に委ねるだけでは限界があり、保護者に監督責任を意識させるような取組(契約書に保護者の監督責任を明記する等)が必要なのではないか。【全国高等学校PTA連合会 金井氏】
- 無線LAN経由で、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、保護者が以前使っていたスマートフォン等について、青少年が利用することに伴う相談が増えている。そういった場合におけるフィルタリングの必要性や設定の方法について、**保護者がもっと理解できるような周知の取組が必要ではないか。**【全国消費生活相談員協会 石田氏】
- フィルタリングがかからない状況で、青少年がインターネットに接続できる機会が拡大していることは、技術的な問題もあるかと思うが、**何より青少年の近くにいる保護者に危機感が無く、フィルタリングのことを十分に知らないということが一番の問題ではないか。**保護者の意識・取組を如何に変えるかが喫緊の課題ではないか。【森弁護士】

④ その他従来想定されていなかった新たな課題への対応

- 小学校において、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー、保護者が以前使っていたスマートフォン等を使って無線LAN経由でインターネット接続をする子どもが増えている。このように、**インターネット利用の低年齢化が進んでおり、また、無線LAN利用が広がっていることへの対応が十分でないことが、様々な問題に現れてきているのではないか。**【兵庫県立大学 竹内氏(再掲)】
- 保護者がスマートフォンを買い替えて、その**使わなくなったスマートフォン、いわゆる「お下がりスマホ」**を青少年に使わせるのであれば、クレジットカード番号を消去することや、フィルタリングを利用すること等、青少年が安心・安全に利用できるように対応を促す周知啓発等の取組が重要ではないか。【ネット教育アナリスト 尾花氏】
- **学習用端末**についても、青少年が利用するのであれば、フィルタリングを利用すること等の対応が今後は必要となってくるのではないか。学習用端末については、保護者も青少年が勉強していると思って油断しがちであり、保護者には、パスワード管理等をしっかり行うよう注意喚起すべきではないか。【ネット教育アナリスト 尾花氏】
- (学習用端末等への対応にみられるように、)**総務省の管轄に閉じない分野についても、関係省庁の間で連携していくことが必要ではないか。**【兵庫県立大学 竹内氏】

2 リテラシーの向上

○ リテラシーの向上について

- 子どもを取り巻く一番身近な関係者である保護者と教員の理解が十分でないように感じている。この青少年を取り巻く保護者と教員への正しい情報提供をしっかりと行っていくことが重要ではないか。【放送大学 中川氏】
- 青少年が安心・安全に利用できるためには、どう指導内容を伝えたらいいのかが分かっていない保護者が多いのも課題ではないか。「外から入ってくるのを止めるのがウイルス対策、こっちからうっかり行わないようにするのがフィルタリング」と説明すると、やっと腑に落ちて保護者が理解したことがあった。関係者においては、本当に分かりやすく、誰にでもすっきり頭の中で理解できるようにしていただく取組をお願いしたい。【ネット教育アナリスト 尾花氏】

参考資料

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

■「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(「青少年インターネット環境整備法」)は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。

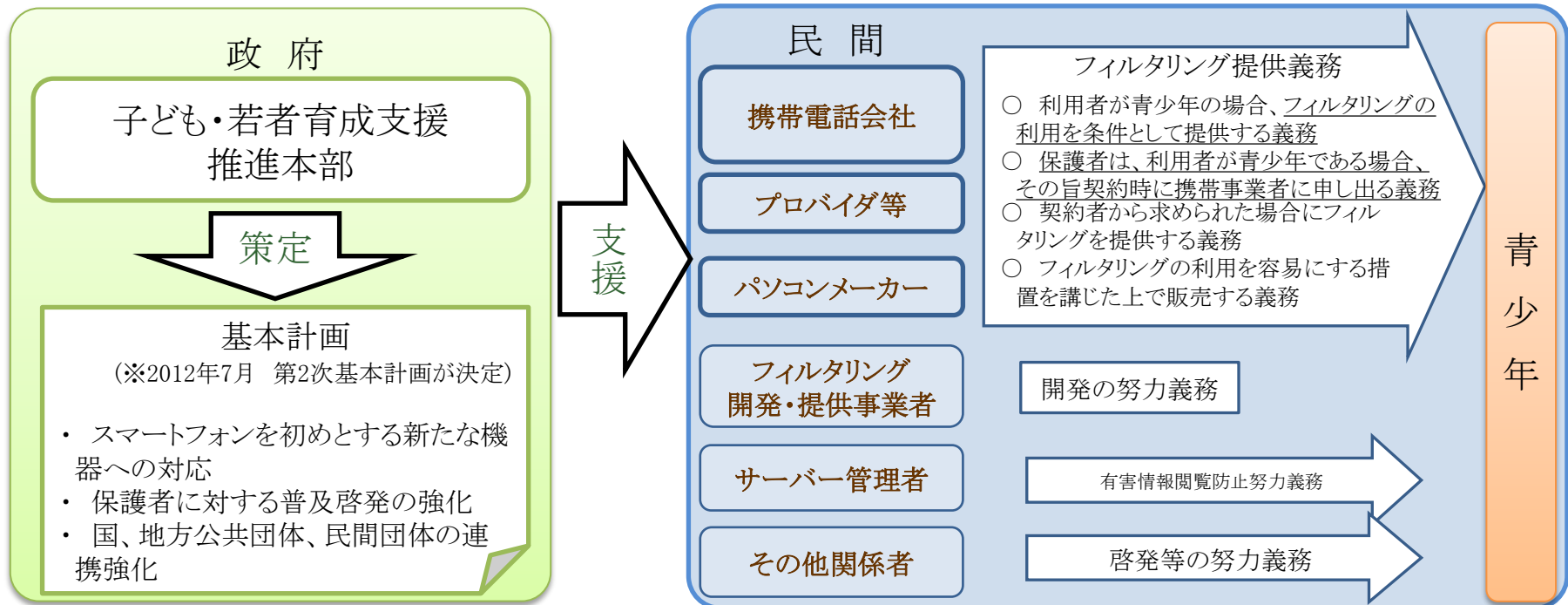
■平成21年4月1日施行(施行後3年以内に見直し検討)。

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

フィルタリング等の推進

民間主導(国等は支援)

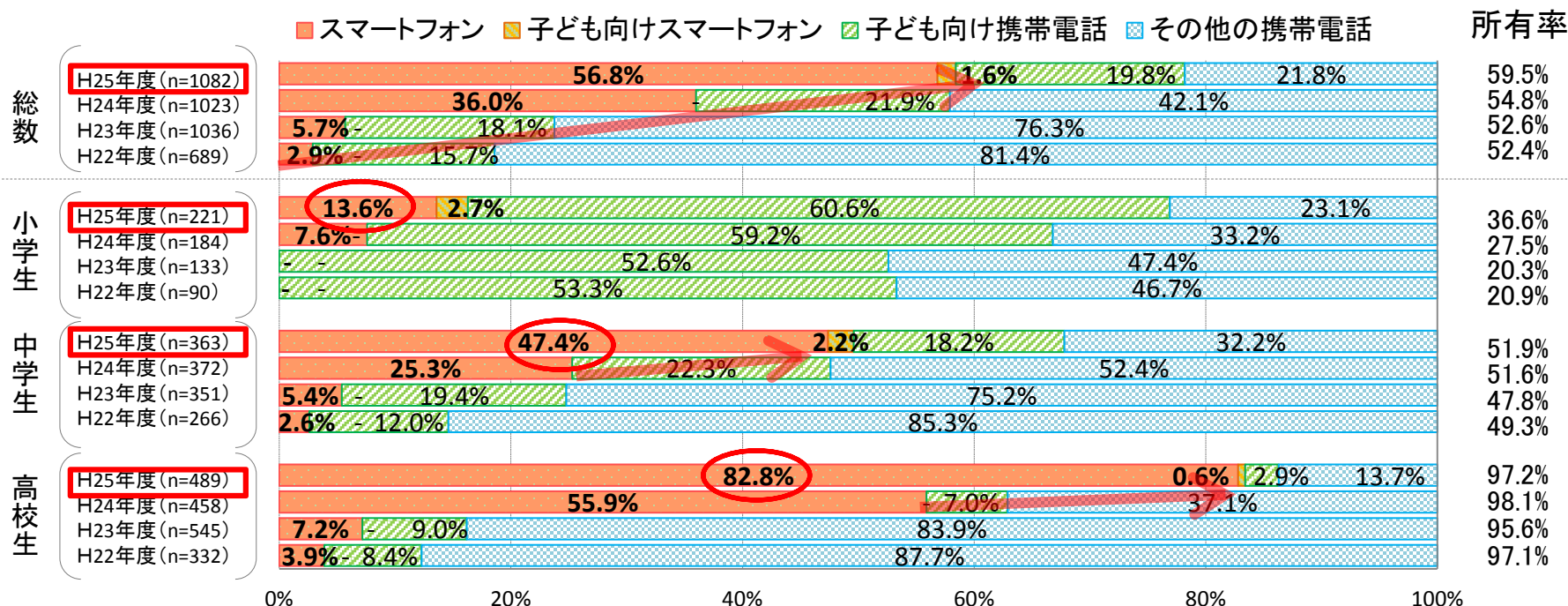


青少年の携帯電話保有実態

9

○ 携帯電話を持っている小学生のうち、13.6%はスマートフォンを保有。また、中学生、高校生とも、携帯電話からスマートフォンへの移行が顕著。携帯電話保有の高校生のうち、すでに8割近くがスマートフォンを保有。（平成25年度）

○ スマートフォンの普及に伴い、インターネットアクセスとこれによるリスクに遭遇する機会も増大。青少年のインターネット利用について、フィルタリング環境の整備とその利用、青少年・保護者のリテラシー向上が急務。



（注1）「青少年の携帯電話・スマートフォンの所有機種」は、携帯電話・スマートフォンを持っていると回答した青少年をベースに集計。

（注2）「所有率」は、青少年回答者全体のうち、携帯電話・スマートフォンを持っている率を示す。

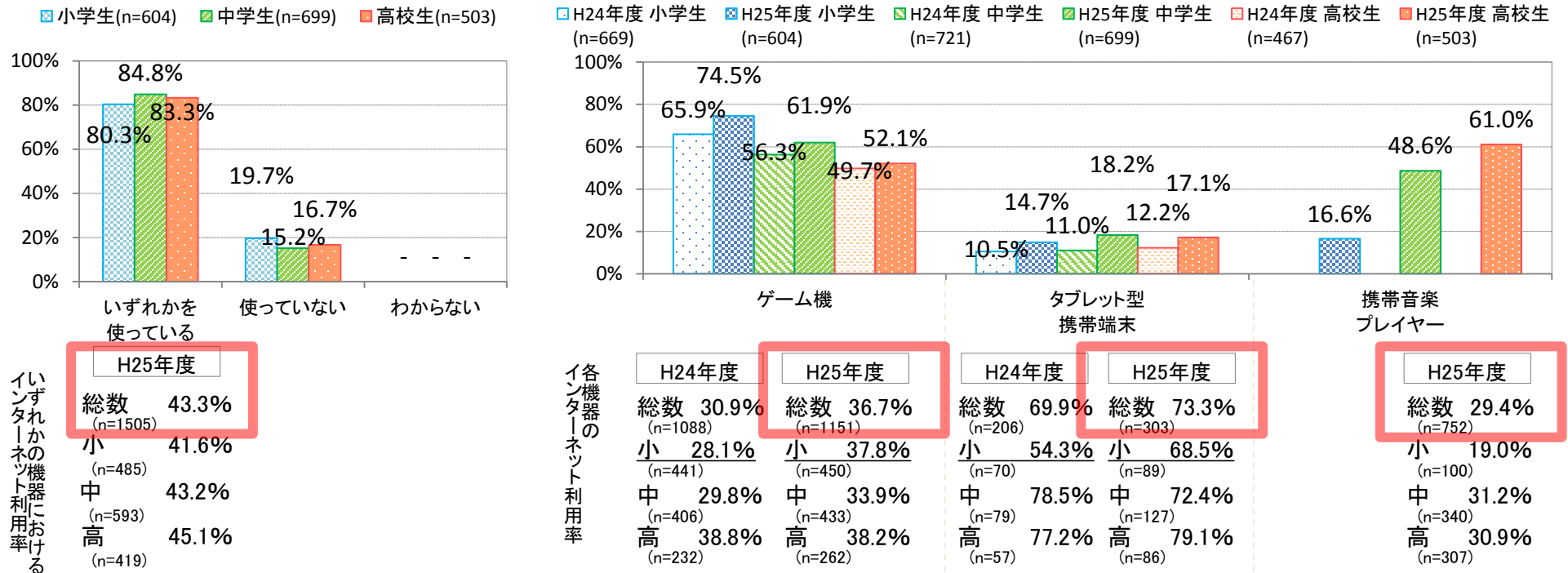
・調査方法：調査員による個別面接方式

・調査時期：平成25年11、12月

出典：内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果（概要）」（平成26年3月）

- 青少年の8割以上がゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーのいずれかを使用。いずれかの機器におけるインターネット利用は、4割台前半。
- 使用する機器におけるインターネット利用は、ゲーム機では3割台後半で、小学生のインターネット利用が増加。タブレット型では7割台前半、携帯音楽プレイヤーでは約3割。

青少年のゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーの使用率及びインターネット利用率 (青少年調査)



(注1)「使用率」は青少年の回答者全体をベースに集計。

(注2)「いずれかの機器におけるインターネット利用率」は、「ゲーム機」「タブレット型携帯端末」「携帯音楽プレイヤー」のいずれかを使用していると回答した青少年のうち、インターネットを利用している率を示す。

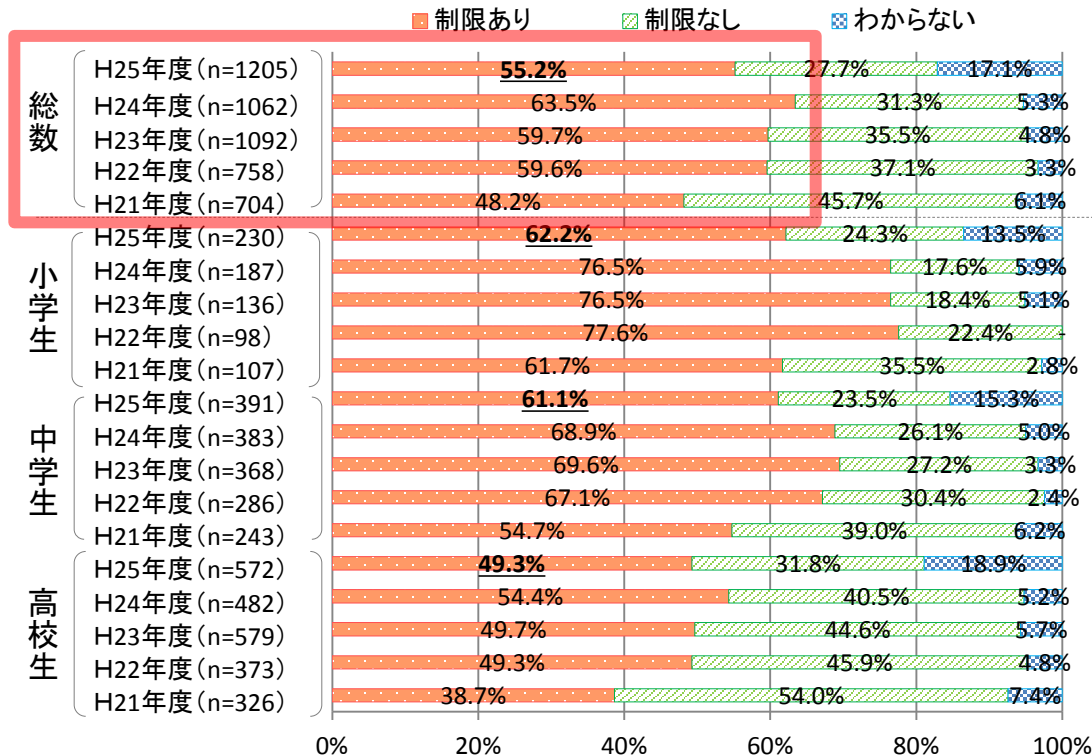
(注3)「各機器のインターネット利用率」は、それぞれの機器を使用していると回答した青少年のうち、インターネットを利用している率を示す。

青少年の携帯電話フィルタリング利用状況

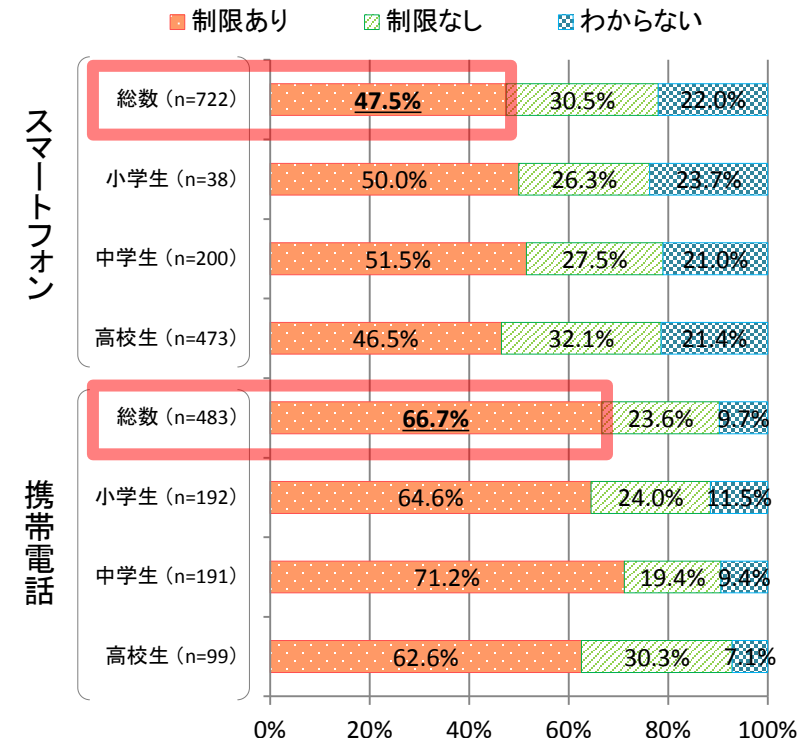
11

- 携帯電話・スマートフォンにおけるフィルタリング等利用率は、前年と比べて減少。
- 携帯電話・スマートフォンにおけるフィルタリング等利用率は、小学生で6割前半、中学生で6割強、高校生で約5割。いずれの学校種においても減少。また、携帯電話に比べ、スマートフォンにおけるフィルタリング等利用率が低い。

フィルタリング等利用率(携帯電話・スマートフォン、経年比較)



平成25年度 所有機種別フィルタリング等利用率



(注1) 「フィルタリング等」とは、フィルタリングや機種・設定により閲覧を制限することをいう。

(注2) 「フィルタリング等利用率(携帯電話・スマートフォン、経年比較)」は、青少年が携帯電話・スマートフォンを持っていると回答した保護者をベースに集計。

(注3) 「フィルタリング等利用率(携帯電話・スマートフォン、経年比較)」における平成25年度の数値は、携帯電話及びスマートフォンのフィルタリング等利用率を合算して集計。

(注4) 「平成25年度 所有機種別フィルタリング等利用率」は、青少年が携帯電話を所有していると回答した保護者と、青少年がスマートフォンを所有していると回答した保護者それぞれをベースに集計。

(保護者調査)

青少年のフィルタリング利用状況等の推移

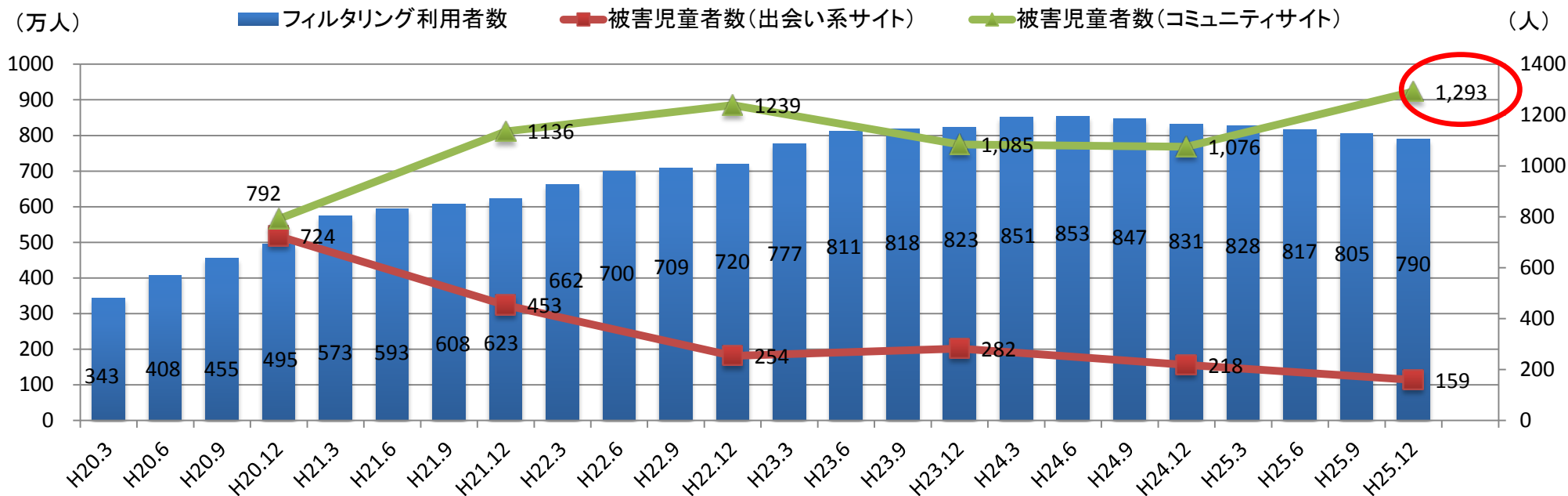
12

✓ 携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの利用者数は約790万人（平成25年12月末時点）。

※「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年4月1日施行）」において、携帯電話会社（携帯電話インターネット接続役務提供事業者）には、青少年へのフィルタリングサービス提供義務が課されている。（保護者が不要との申出をした場合を除く。）〔同法第17条〕

✓ 携帯電話フィルタリングサービスの普及に伴い、出会い系サイトに関連した青少年被害は減少。

✓ コミュニティサイトにおける青少年被害（わいせつな行為等の青少年保護育成条例違反等）は、平成22年をピークに減少していたが（平成22年1,239人→平成23年1,085人→平成24年1,076人）、平成26年2月の調査結果では青少年被害者数は再び増加傾向（平成25年1,293人）。



※フィルタリング利用者数：（社）電気通信事業者協会の報道資料をもとに総務省作成

※出会い系サイト等被害児童者数：警察庁「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」（H26.2.27）

＜冷蔵庫に入っているコンビニ店員の写真＞

- 高知県のコンビニエンスストアの店員がアイスクリームケースの中に入っている写真がインターネット上(Facebook)に公開された。コンビニエンスストアはその店員を解雇し、当該店舗とのFC契約を解除し、当該店舗の休業を決定した(H25.7.15)。



※以後、類似の事案がスーパーやレストラン等でも発生。

平成25年夏頃、SNSを通じた不適切写真の投稿による炎上事件が増加

＜地下鉄の線路上で撮影した写真＞

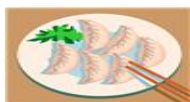
- 神戸市交通局は市営地下鉄大倉山駅とみられる線路に少年らが立ち入り、ピースサインをした画像がインターネット上(Twitter)に公開されたことを発表(H25.8.29)。同日、兵庫県警に通報した。

※同時期に大阪市営地下鉄でも類似の事案が発生。



＜餃子店での客による不適切行為写真＞

- 石川県の餃子店にて、来店した客が公序良俗に反する不適切な行為を行った上、当該画像を撮影しインターネット上(Facebook)に公開した(H25.9.3 餃子店がその事案を公表)。
- 上記を受けて、餃子店側は客に対し業務妨害と公然わいせつ罪で告訴(H25.9.10)し、その後その客は逮捕された(H25.10.7)。



＜土下座の強要・土下座写真＞

- 北海道で女性が衣料品店で購入した商品を不良品と訴え、従業員に土下座させた上、その様子を撮影した写真をインターネット上(Twitter)に公開した(H25.9.3)。
- さらに、自宅に来て謝罪するよう約束させたとして、その女性は強要の疑いで逮捕された(H25.10.7)。



- 青少年が携帯電話やインターネットを安心・安全に利用できる環境を整備することが必要であり、特に、スマートフォンの急速な普及を踏まえ、コミュニケーションアプリ(LINE・カカオトーク等)をはじめとしたソーシャルメディアの利用の拡大を踏まえた対応が急務。

課題① 違法・有害情報への対応

- インターネットサイト上における**違法・有害情報**を閲覧することにより、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすリスク
- 特に、メッセージ交換等のコミュニケーション機能を用いて、見知らぬ大人と会うことにより、**青少年福祉犯被害**が発生



課題② 不適正な利用への対応

- ① 有料アイテム課金等によるオンラインゲームの**高額請求・高額課金**の広がり
- ② 長時間利用(1日数時間以上)の急増によるネット依存・潜在的**ネット依存**のリスクの高まり、日常生活への支障
- ③ 「既読無視」による「**いじめ**」に代表されるコミュニケーション・ストレス
- ④ ソーシャルメディアへの不適切な写真の掲載等、ICTの利用**モラル**の課題、不用意なコメントや他人の情報発信による「**炎上被害**」



- 違法・有害情報の閲覧を制限する「**フィルタリング**」の推進
- 青少年保護対策を講じていれば閲覧制限の対象でも閲覧可能とする**第三者機関による認定制度の促進**
(主としてコミュニケーション機能を有するサイト等)

【事業者による主な青少年保護対策】

- ・ **メッセージ内容の監視**
(利用者の同意の下、青少年のメッセージ内容を事業者が確認し、不適切な投稿の送信停止等を措置)
- ・ **利用者からの通報への対応**
(不適切な利用者を運営者に通報し、送信者の利用停止等を措置)
- ・ **利用者の年齢情報の把握による利用制限**
(青少年による成人とのコミュニケーションの利用制限等を措置)



○ 事業者による利用金額制限の設定等の自主規制

- (例) ソーシャルゲーム事業者における例
15歳以下は、月額5千円まで
18歳以下は、月額1万円まで 等

○ 利用者の適正な利用・モラル向上に向けた周知啓発

- ・ PTA(保護者・教職員)や青少年に対するセミナー等の周知啓発活動
- ・ 学校内や親子の間における約束・ガイドラインの作成促進



○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）
（抄）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

（インターネット接続役務提供事業者の義務）

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）（抄）

（基本理念）

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない。

2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者による青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨として行われなければならない。

3 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるようにするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係事業者の責務）

第五条 青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者は、その事業の特性に応じ、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末及びＰＨＳ端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

（連携協力体制の整備）

第七条 国及び地方公共団体は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を講ずるに当たり、関係機関、青少年のインターネットの利用に係る事業を行う者及び関係する活動を行う民間団体相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

フィルタリングの実施方法

- フィルタリングサービスは、カテゴリごとに制限するブラックリスト方式で行うことを前提とし、第三者機関により認定された個別サイトが反映されることにより、閲覧制限の対象を最小限に止める仕組み。
- 青少年が安心・安全に利用できるように、フィルタリングの仕組みを活用していくことが重要。

スマートフォンによる
インターネットの利用形態



特定分類アクセス制限方式
によるフィルタリング

下記のとおり、個々のサイト・アプリをカテゴリ別に分類

閲覧不可

閲覧可能

不法
薬物
自殺
出会い
暴力・恐怖
ポルノ
裏情報
セキュリティ
翻訳・キャッシュ
コミュニケーション
ギャンブル・宝くじ
飲酒・喫煙
成人娯楽
主張
ショッピング
懸賞・副収入
趣味・娯楽

ただし、閲覧不可のサイト・アプリでも、下記の場合は閲覧可能となる

アプリ提供者が
第三者機関※による認定を
受けたサイト・アプリ

(青少年が安全安心に利用できるため、個人間通信のモニタリング等必要な措置を講じているサイト等を認定)

※ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)等

(保護者の同意の下で)
利用者が個別に
カスタマイズ機能を
用いて閲覧可能とした
サイト・アプリ

閲覧可能

- 従来の携帯電話ではネットワーク側においてフィルタリングを提供していたが、スマートフォンにおいては、事業者が端末にフィルタリングアプリを導入することで、対応を進めつつある。

従来型携帯電話端末 (フィーチャーフォン)



ブラウザによる閲覧

- ・携帯電話事業者のブラウザ (iモード、Ezweb、Yahoo!ケータイ)
- ・PCサイトブラウザ

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE)

ネットワーク側でのフィルタリングでは、利用者はソフトのインストール等特段の操作を必要としない

スマートフォン



ブラウザによる閲覧

(例)



safari



Internet Explorer

等

アプリケーションの利用

(ダウンロードしてインストール)

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE)

無線LAN

フィルタリングサーバー

※ ただしアプリについては、フィルタリング機能なし

インターネット

以下の2つの課題に対応するため、携帯電話事業者において、端末へのソフト(フィルタリングアプリ)をインストール

- ① 携帯電話事業者以外が運営する無線LAN経由でのサイトの閲覧を制限
- ② 青少年に有害なアプリケーションの起動制限

	(1)ウェブサイトの閲覧制限 (無線LAN対策)		(2)アプリの起動制限	
	Android	iOS※1	Android	iOS
NTTドコモ	・ フィルタリングアプリを端末にインストールして行う ・ 平成25年8月28日から提供開始(ファミリーブラウザ for docomo)【NS】※2、3	・ 同左 ・ 平成26年3月31日から提供開始(ファミリーブラウザ for docomo)【NS】	・ フィルタリングアプリを端末にインストールして行う ・ 平成23年10月7日から提供開始(あんしんモード)【NS】※4	・ OS機能として成長度合(年齢)に応じた ① アプリのダウンロード制限 ② アプリの起動制限
KDDI	・ 同上 ・ 平成24年11月1日から提供開始(安心アクセス for Android)【NS】	・ 同上 ・ 平成25年6月13日から提供開始(安心アクセス for iOS)【NS】	・ 同上 ・ 平成24年11月1日から提供開始(安心アクセス for Android)【NS】	
ソフトバンクモバイル	・ 同上 ・ 平成25年2月1日から提供開始(スマホ安心サービス)【DAJ】	・ 同上 ・ 平成22年5月17日から提供開始(Yahoo!あんしんねっと for Softbank)【Yahoo】	・ 同上 ・ 平成25年2月1日から提供開始(スマホ安心サービス)【DAJ】	

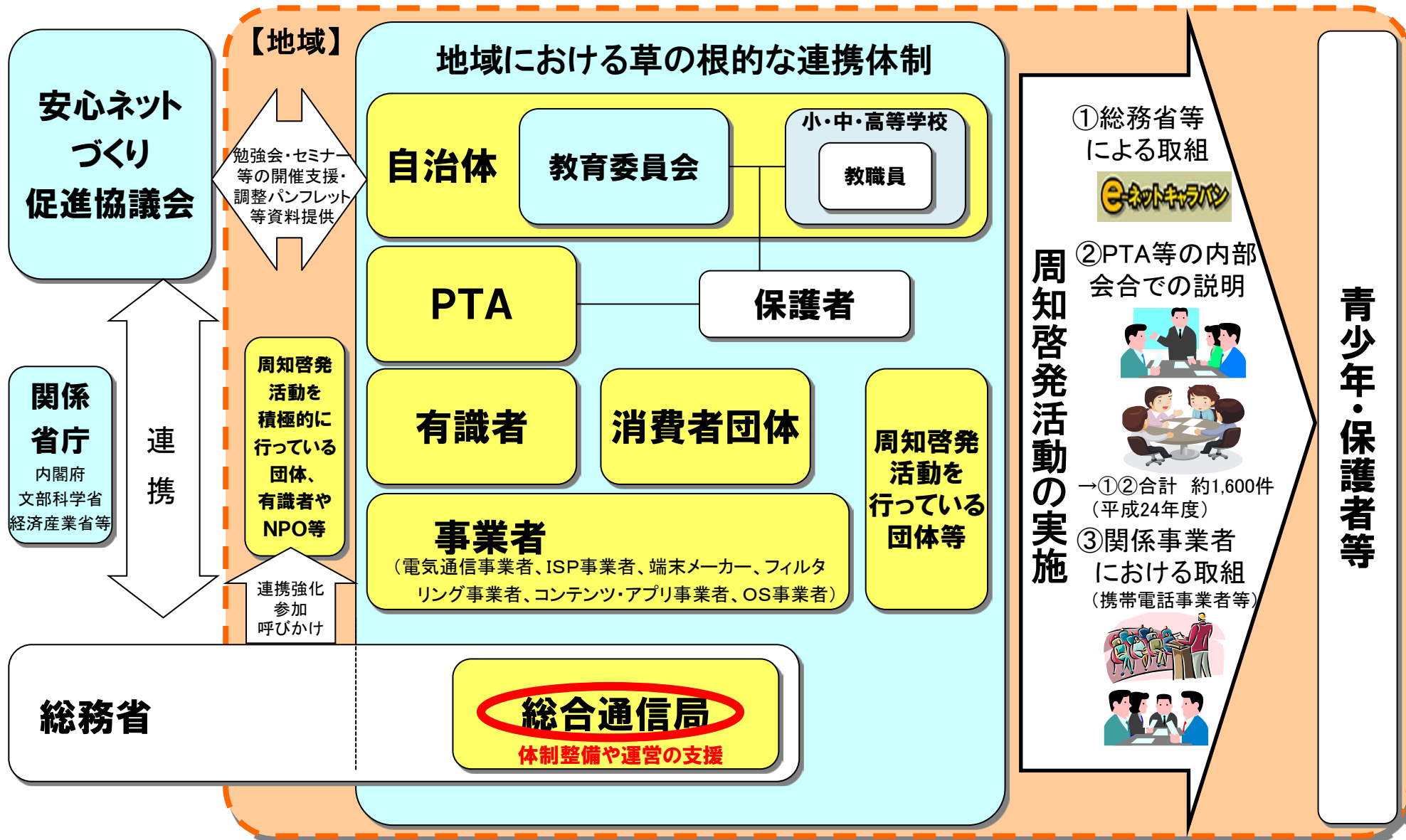
※1 iOS7については、新たにWebサイトのフィルタリング機能が追加された(「アダルトコンテンツを規制」(ブラックリスト方式))。

※2 【】…リスト提供事業者(NS→アルプスシステムインテグレーション(株)／ネットスター(株)、DAJ→デジタルアーツ(株)、Yahoo→ヤフー(株))

※3 スマートフォンforジュニア2には、ウェブサイト閲覧制限の機能を搭載。

※4 スマートフォンforジュニア2には、アプリ起動制限の機能を搭載。

- スマートフォンの普及を受け、各地域で関係者が幅広く連携し、リテラシー向上のための普及啓発活動を実施することができる体制整備を、総務省・総合通信局がコーディネータとなり推進。



子どもたちのインターネットの安全な利用を目的に、インターネットの「影」の部分の存在も理解し、適切に対応可能とするための講座を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。企業・団体は、無償で職員を講師に派遣する等、CSR(Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任)活動として参画。

- ◆対象者 : 保護者・教職員等。平成23年度から児童・生徒も対象。
- ◆実施主体 : 一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)
- ◆協力団体 : 通信事業者等民間団体(233社)、公益法人(12団体※)、
政府・自治体(2省・22団体)、その他(42団体) ※FMMCを含む。
- ◆講師 : 認定講師 1,780名 (平成26年3月31日現在)
- ◆講演内容 : ケータイ依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺など、子どもに迫るネット危機の実態を正しく知り、予防と対策法を学ぶ。
- ◆開始年度 : 平成18年4月から実施。
- ◆実績 :

平成18年度	実施件数	453件
平成19年度	実施件数	1089件
平成20年度	実施件数	1208件
平成21年度	実施件数	624件
平成22年度	実施件数	557件
平成23年度	実施件数	900件
平成24年度	実施件数	1524件
平成25年度	実施件数	2073件

4月以降開催
受付445件

(平成26年3月31日現在)



● 総務省のウェブページ:

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/e-netcaravan.html

● e-ネットキャラバンのウェブページ:

<http://www.e-netcaravan.jp/>

○ 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係府省庁・PTA・学校・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に取組を展開。

- ✓ 近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリやSNS・オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用して利用者は高い利便性を得ることができる
一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、それらの不適正な利用により、青少年が犯罪被害に遭遇したり、いじめやプライバシー上の問題等につながる
- ✓ このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっている。

春のあんしんネット・新学期一斉行動(平成26年春)

(1)店頭におけるフィルタリングの説明等の徹底

スマートフォン等の購入時に店頭におけるフィルタリングの説明及び提供が適切になされ、また啓発資料等を通じ保護者がフィルタリングについて十分な知識が身につけられるよう、関係府省庁・PTA・事業者等が協力して取組を推進【PTA、携帯電話事業者、関係府省庁等】

(2)家庭におけるルールづくりの推奨

スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて、家庭で話し合った上で正しく利用するための家庭のルールを作ることとを促すよう関係府省庁・事業者等が協力して積極的に周知を実施【安心協、関係府省庁等】

(3)学校や地域・事業者のサービス提供における普及啓発活動の展開

春の卒業・進学・新入学の時期における学校行事やその他地域での研修会等の機会を活用し、また関係事業者のサービス提供において、スマートフォン等の安心・安全な利用に関し、青少年、保護者、教職員等の関係者の意識を高めるような普及啓発活動を積極的に実施【携帯電話事業者、安心協、関係府省庁等】

➤ 関係府省庁では、PTA(一般社団法人全国高等学校PTA連合会及び公益社団法人日本PTA全国協議会)に対し、保護者への啓発の強化等の協力を依頼する文書を発出(平成26年2月6日、2月19日に発出)

「春のあんしんネット・新学期一斉行動」における主な取組

23

※このほかにも事業者・事業者団体等において検討中

事業者

○ 携帯電話事業者

- ・店頭におけるフィルタリングに関する説明の強化（契約者・利用者の確認の際、青少年法・フィルタリングの設定や解除した場合のリスクについての説明。店頭モニターやタブレット等でDVDによる注意喚起等）
- ・事業者による学校等でのセミナー等における説明内容の重点化（購入時におけるフィルタリングの確認や購入後の解除に伴うリスクの認識、スマートフォンやソーシャルメディアの利用に当たっての家庭におけるルール作り等）

○ ソーシャルゲーム事業者等

- ・サービスのトップページ、広告媒体（チラシ、パンフレット、雑誌等）、啓発用アカウント等を活用した注意喚起（例：見知らぬ人との接触（犯罪被害に遭遇する可能性）をしないこと、利用時間や利用金額について家庭で話し合うこと）

○ フィルタリング提供事業者

- ・スマートフォンを利用する上での危険について疑似体験できる啓発アプリの開発及び普及啓発活動における周知

利用者

○ 保護者（（一社）全国高等学校PTA連合会・（公社）日本PTA全国協議会）

- ・2月の全国会合で関係府省庁から説明
- ・関係府省庁からの通知文書を地域のPTAへ展開
- ・地域のセミナー等における説明内容の重点化（購入時におけるフィルタリングの確認や申出、家庭におけるルール作り、学校や地域における取組の実施）

○ 学校（都道府県教育委員会等）

- ・関係府省庁からの通知文書を市町村教育委員会・各学校へ展開
- ・保護者や児童生徒に対して、スマートフォン等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組（購入時におけるフィルタリングの確認や申出、家庭におけるルール作り、発達段階に応じた情報モラルに関する指導）を積極的に推進

関係者が
一体となって
取組を強化

関係府省庁

① 通知文書（一斉行動の趣旨説明や協力依頼）の発出

- ・高校PTA・日本PTA（小中）あて（内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省）
- ・関係事業者（携帯電話事業者等）あて（総務省）
- ・都道府県教育委員会等あて（文部科学省）

② 関係府省庁における取組

- ・リーフレットの作成及び普及（内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省）
- ・地域における周知啓発活動（e-ネットキャラバン等）における説明内容の重点化（購入時におけるフィルタリングの確認や購入後の解除に伴うリスクの認識、スマートフォンやソーシャルメディアの利用に当たっての家庭におけるルール作り等）（総務省・文部科学省・（一財）マルチメディア振興センター）
- ・地域における先進的な取組を収集・支援し、事例の取りまとめ（総務省等）
- ・小中学生向け及び高校生向けリーフレットをそれぞれ作成及び配布（文部科学省）

関係団体

○ 安心ネットづくり促進協議会

- ・地域のセミナーにおける説明内容の重点化（購入時におけるフィルタリングの確認や購入後の解除に伴うリスクの認識、スマートフォンやソーシャルメディアの利用に当たっての家庭や学校におけるルール作り等）

○ 事業者団体（TCA（携帯電話事業者）、JASGA（ソーシャルゲーム））等

- ・店頭におけるフィルタリングに関する説明の強化（TCA）
- ・団体で作成した啓発アプリについて利用者へ積極的に周知（JASGA）